

生徒のみなさんへ

令和元年12月

大阪市今市中学校

生活指導部

冬休みの過ごし方について

冬休みは、その開放感から気持ちがゆるんでしまい、生活リズムがくずれたり、危険な目にあう可能性が高まってきます。有意義で健全、安全な冬休みを送ることができるように、以下の内容について確認し、有意義な冬休みとなるよう、よろしくお願ひします。

1 家庭生活での注意点について

- (1)自ら生活や学習の計画を立てて有意義に過ごしましょう。
- (2)開放感から生活リズムが不規則になりやすいので、健全な生活リズムを維持しましょう。
- (3)外出するときは、保護者に「どこへ・だれと・何をしに・いつまで」の連絡をしましょう。
- (4)16歳未満の青少年の午後8時以降～午前4時の外出については、通学その他正当な理由がある場合を除き、保護者同伴でなければなりません。(大阪府青少年健全育成条例第25条)

※ 地域や各警察署などで、夜間街頭補導が行われます。学校も連携をしながら指導・巡回を行います。

2 安全面について

- (1)露出や声かけなどの不審者事件にあった場合、必ず保護者、警察、学校に連絡をしましょう。
- (2)大金をもって遊びに行ったりするのはやめましょう。
- (3)初詣などの暗い時間の外出は必ず大人と一緒に行き、子どもだけで遊ばないようにしましょう。
- (4)SNS(ツイッターやラインなど)やゲーム利用について、保護者とルール確認をしておきましょう。
 - ・写真などの個人情報をアップしない
 - ・SNSで知り合った人に会いに行かない
 - ・勝手に課金をおこなわない
 - ・むやみに他の学校の生徒とSNSでつながらないなど
- (5)子ども同士で、お金や物を「あげたりもらったりすること」、「おごったりおごられたりすること」、「貸したり借りたりすること」は、トラブルの元なので、絶対にやめましょう。
- (6)中学生のアルバイトは原則禁止です。※特別の事情がある場合は保護者から申し出てもらうこと
- (7)交通ルールについて、確認しておきましょう。(特に自転車のルールについて)

自転車安全利用5則(大阪府警のホームページより抜粋)

- ①自転車は、原則、車道を通行
- ②車道は、左側を通行
- ③歩道通行の場合は歩行者優先で、車道寄りをゆっくりと通行
- ④安全ルールを守る
 - ・二人乗りや複数並び通行の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号を守る
- ⑤子ども(未就学児)はヘルメットを着用